

岩手県告示第 703 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 21 年 9 月 1 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 花輪千徳線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市田鎖第 8 地割字十文字 14 番 11 地先から 71 番 3 地先まで	新	m 14.5~10.5	m 119.0
	旧	13.5~10.5	119.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局土木部

イ 期間 平成 21 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

2 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 宮古港線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市松山第 6 地割 30 番 2 地先から 15 番 5 地先まで	新	m 59.5~18.0	m 221.0
	旧	31.5~17.5	221.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局土木部

イ 期間 平成 21 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

3 (1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 106 号

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市千徳第 9 地割字板屋 40 番地先から根市第 7 地割字雲南沢 87 番 6 地先まで	新	A m 31.0~6.5	m 2,347.0
		B 121.5~11.5	3,947.0
宮古市松山第 6 地割 29 番地先から根市第 7 地割字雲南沢 87 番 6 地先まで	旧	A 31.0~6.5	2,347.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局土木部

イ 期間 平成 21 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

4 (1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 340 号

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市和井内第1地割16番17地先から16番19地先まで	新	m 27.5~18.5	m 71.5
	旧	25.0~16.0	71.5

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局土木部

イ 期間 平成21年9月1日から同年10月1日まで